

福生市清潔で美しいまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市内におけるポイ捨て及び犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ポイ捨て 公共の場所（道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所をいう。以下同じ。）及び他人が所有又は管理する土地（以下これらの場所を「公共の場所等」という。）において、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これに類する物及び飲料、食料等を収納している、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器（以下「吸い殻、空き缶等」という。）をみだりに捨てることをいう。

(2) 犬のふんの放置 自己が飼育し、又は管理する犬（以下「飼い犬」という。）のふんを公共の場所等に放置することをいう。

(3) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持していることをいう。

(4) 歩行喫煙 公共の場所において、歩きながら、又は自転車、原動機付自転車等で走行しながらたばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持していることをいう。

(5) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て及び犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙及び歩行喫煙の規制（以下「ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制」という。）のための施策（以下「防止施策」という。）を策定し、実施しなければならない。

2 市は、ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制について、市民等及び事業者に対して意識啓発に努めるとともに、市民等及び事業者が実施する清潔で美しいまちづくりを推進するための取組に対し、積極的な支援を行わなければならない。

3 市は、第1項の規定による防止施策の策定及び実施並びに前項に規定する支援について、市民等及び事業者と連携してその推進に努めなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、自ら生じさせた吸い殻、空き缶等を適正に処理しなければならない。

2 市民等は、市が実施する防止施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、市が実施する防止施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第6条 市民等は、飼い犬を散歩させ、又は運動させるときは、ふんを持ち帰るための用具を携行し、その犬が排せつしたふんを適正に処理しなければならない。

（喫煙者の責務）

第7条 市民等は、公共の場所において喫煙をする場合は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- （1） 周囲の者に迷惑と危険を及ぼさないよう配慮すること。
- （2） 吸い殻入れを使用すること。

(3) 歩行喫煙をしないこと。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(指導、勧告及び命令)

第9条 市長は、前3条及び第13条本文の規定に違反した者に対し、その行為を中止するよう指導することができる。

2 市長は、正当な理由がなく前項の規定による指導に従わなかった者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わなかった者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(指導員の設置)

第10条 市長は、ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制のため、必要に応じて指導員を設置することができる。

(清潔で美しいまちづくり重点区域の指定等)

第11条 市長は、特にポイ捨て、犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進する必要があると認める区域を、清潔で美しいまちづくり重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、重点区域を指定し、変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、重点区域を指定し、又は変更したときは、重点区域であることを示す標識を設置する等により周知に努めなければならない。

(路上禁煙区域の指定等)

第12条 市長は、特に路上喫煙及び歩行喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上禁煙区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による路上禁煙区域の指定は、禁煙の期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上禁煙区域を指定しようとするときは、当該区域内及びその周辺の住民及び事業者並びに関係機関の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、路上禁煙区域を変更し、又はその指定を解除することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 市長は、路上禁煙区域を指定し、変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。
- 6 市長は、路上禁煙区域を指定し、又は変更したときは、当該区域が路上禁煙区域であることを示す標識を設置する等により周知に努めなければならない。

(路上禁煙区域内の制限)

第 13 条 何人も、路上禁煙区域内において、路上喫煙及び歩行喫煙をしてはならない。ただし、市が指定した特別に喫煙できる場所については、この限りでない。

(過料)

第 14 条 前条の規定に違反し、かつ、第 9 条第 3 項の規定による命令に従わなかった者は、2 千円の過料に処する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、第 12 条で指定した区域の状況を踏まえ、市規則で定める日から施行する。